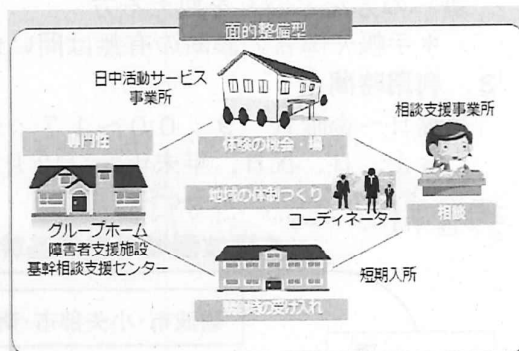


砺波圏域地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等整備検討 P T
(プロジェクトチーム)

平成 30 年 5 月本会議までの決定事項等

1. 砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）で地域生活支援拠点等の面的整備を行う
砺波市、小矢部市、南砺市障害福祉計画で、平成 32 年度までに整備することを目標とする
2. 地域生活支援拠点等の面的整備のための必要な機能
 - ◎基幹相談支援センターの設置
 - ◎緊急時の受け入れ体制の整備
3. 基幹相談支援センターの設置について
 - ・地域生活支援拠点等の整備を行うにあたり、まずは、面的整備のネットワークシステムを構築するために、相談支援等業務を中核的総合的に行う基幹相談支援センターを設置する
 - ・役割は、地域の相談事業所等への専門的指導や助言、人材育成を行い、困難な事例
 - ・3 市でセンターを一つ設置する
 - ・一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託する



P T の開催状況

平成 30 年度 9 回（月 1 回、自立支援協議会定例支援会議後に 3 市担当者と相談支援事業者で協議）

今回の協議事項

砺波圏域障害者基幹相談支援センター（仮称）の設置について

〈悩みを抱える方の総合的・専門的な相談窓口〉

～障害のある人もない人も互いに認め合い ともに生きるまちづくり～

1. 障害者基幹相談支援センターの役割.

①総合的・専門的な相談支援

- ・複数の問題が絡み合ったケースに対応します。
- ・専門的な相談ができる機会を増やします。
- ・障害についての理解が深まるよう取り組みます。

②地域の支援体制の強化

- ・研修会や事例検討会を企画、運営します。
- ・関係機関との連絡会など地域ネットワークを構築します。（例：相談支援事業所連絡会・事例検討会を月 1 回開催）
- ・地域の社会資源などの情報収集を集約し、砺波市、小矢部市、南砺市のホームページ等で情報提供します。

③地域移行・地域定着の促進

- ・病院や施設等から地域生活への移行、地域生活継続のための関係機関とのコーディネートを行います。
- ・地域移行、地域定着について広報、普及啓発やネットワーク作りを行います。

④権利擁護・虐待防止に関する啓発

- ・成年後見制度の普及啓発を行います。
- ・権利擁護、虐待防止の普及啓発を行います。

⑤ 砺波地域障害者自立支援協議会の参加・協力

- ・地域の事情を整理し、課題解決に向けた協議が行えるよう自立支援協議会への参加・協力を行います。

2. 利用できる方＝

障害のある方やそのご家族、地域にお住まいの方、関係機関（福祉事業所、施設、病院等）の方など悩みを抱える方

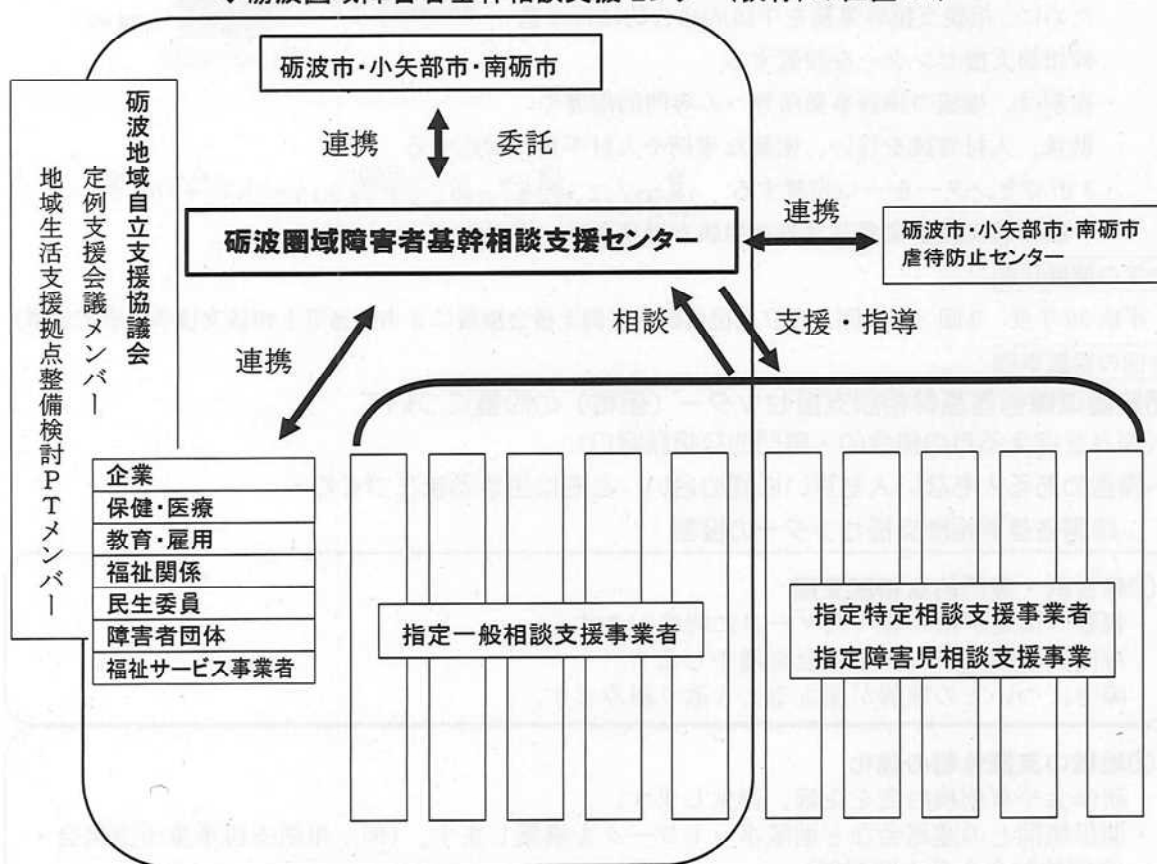
＊手帳や障害の診断の有無は問いません。

3. 利用時間＝

月曜日～金曜日 9：00～17：00

＊土、日、祝日、年末年始（12月〇日～1月〇日）は休み。

◆ 砺波圏域障害者基幹相談支援センター（仮称）の位置づけ



4. センター設置に向けてのスケジュール（案）

年（度）月		
H30	11月30日（本会議）	事業内容（案）
H31	5月頃（本会議）	委託法人先決定（報告）
	11月頃（本会議）	
H32	4月	センター立ち上げ準備
	5月	センター立ち上げ

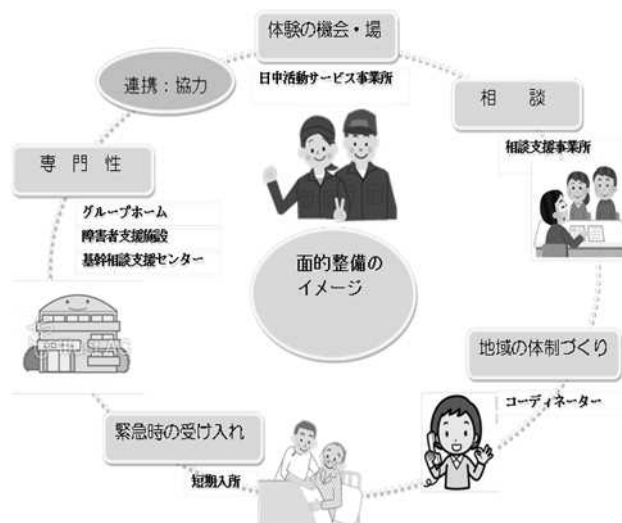
砺波圏域地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等整備検討PT

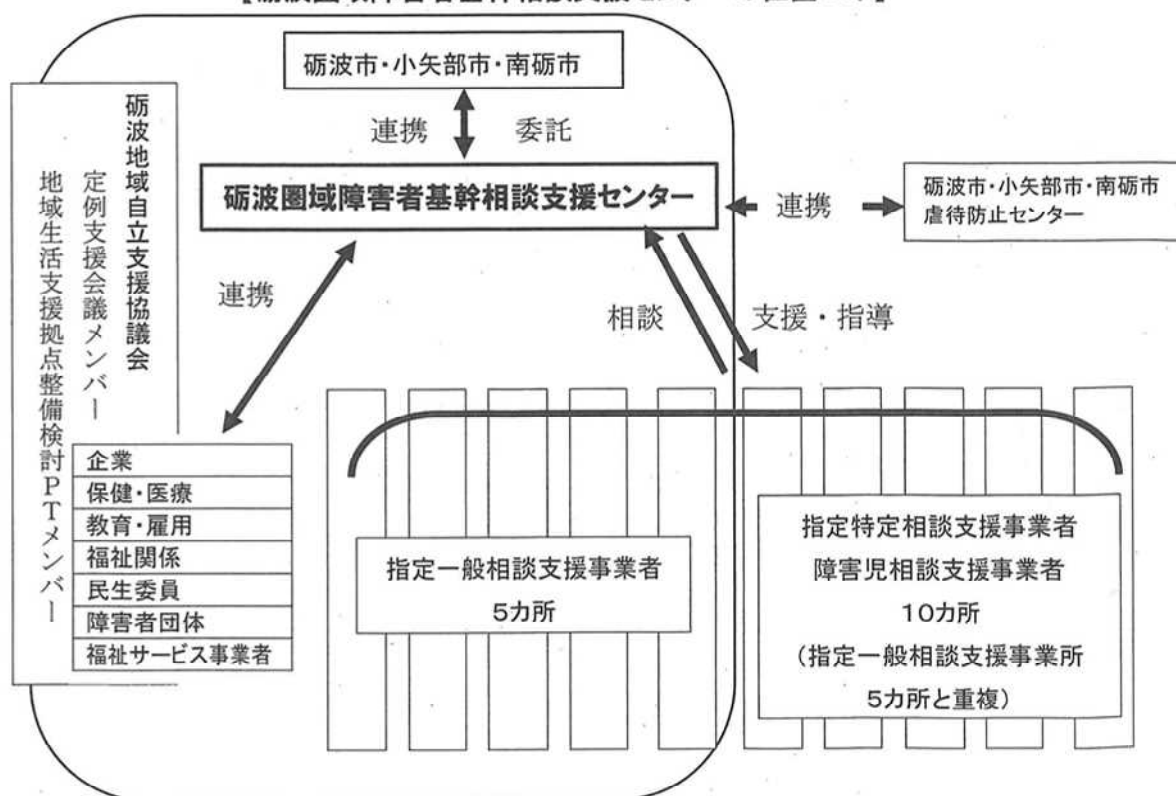
(プロジェクトチーム)

平成30年11月本会議までの決定事項等

1. 砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）で地域生活支援拠点等の面的整備を行う
 砺波市、小矢部市、南砺市障害者福祉計画において、令和2年度までに行うことを目標とする
2. 地域生活支援拠点等の面的整備のための必要な機能
 - ◎基幹相談支援センターの設置
 - ◎緊急時の受け入れ体制の整備
3. 基幹相談支援センターの設置について
 - ・地域生活支援拠点等の整備を行うにあたり、まずは、面的整備のネットワークシステムを構築するために、相談支援等業務を中核的総合的に行う基幹相談支援センターを設置する
 - ・役割は、地域の相談支援事業所等への専門的指導や助言、人材育成を行い、困難な事例や人材不足に対応する
 - ・3市でセンターを1つ設置する
 - ・一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託する。



【砺波圏域障害者基幹相談支援センターの位置づけ】



P Tの開催状況

平成30年度 12回（月 1 回、自立支援協議会定例支援会議後に 3 市担当者と相談支援事業者で協議）

今回の協議事項

1. 砺波圏域障害者基幹相談支援センターの設置について

別紙

スケジュール

年（度）月		
令和元年	6月11日（本会議）	委託法人先決定（報告）
	11月頃（本会議）	
令和2年	4月	センター立ち上げ準備
	5月	センター立ち上げ

2. 砺波圏域地域生活支援拠点等の整備について

- ・平成31年 2 月 8 日 「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議（石川県、富山県、福井県）の参加
- ・今後の予定
 - ・事業所説明会、アンケート調査の実施
 - ・面的整備の体制検討
 - ・緊急時の受け入れ体制整備のための検討

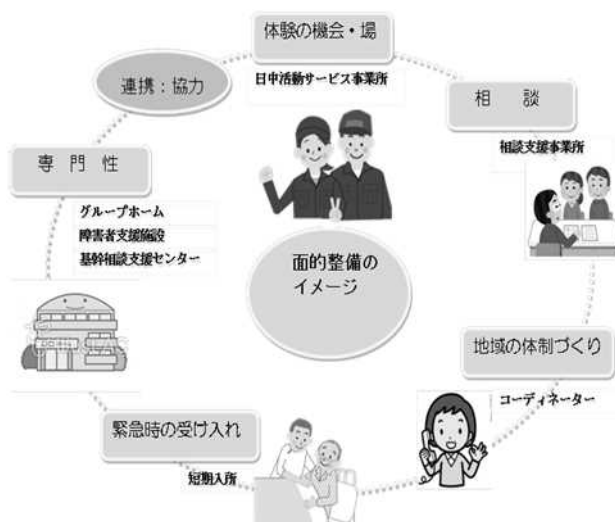
基幹相談支援センターの設置について（案）

名 称	砺波圏域障害者基幹相談支援センター（仮称）
設 置 予 定	令和2年5月
設 置 場 所	富山県砺波総合庁舎（予定）
運 営 主 体	共同設置（砺波市・小矢部市・南砺市）
エ リ ア 人 口	約13.1万人
運 営 方 法	委託
委 託 先	社会福祉法人 溪明会
相 談 員 体 制	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・介護福祉士等の資格を有する職員
運 営 費	構成市による負担
事 業 内 容	（１）総合的・専門的な相談支援 ・ 複数の問題が絡み合ったケースに対応 ・ 専門的な相談ができる機会を増やす ・ 障害についての理解が深まるよう取り組む （２）地域の支援体制の強化 ・ 研修会や事例検討会を企画、運営 ・ 関係機関との連絡会など地域ネットワークを構築（例：相談支援事業所連絡会・事例検討会を月1回開催） ・ 地域の社会資源などの情報収集を集約し、砺波市、南砺市、小矢部市のホームページ等で情報を提供 ⇒各市のホームページから基幹センターへリンクする。 （３）地域移行・地域定着の促進 ・ 病院や施設等から地域生活への移行、地域生活継続のための関係機関とのコーディネート ・ 地域移行、地域定着について広報、普及啓発やネットワーク作り （４）権利擁護・虐待防止に関する啓発 ・ 成年後見制度の普及啓発 ・ 権利擁護、虐待防止の普及啓発 （５）砺波地域障害者自立支援協議会の参加・協力 ・ 地域の事情を整理し、課題解決に向けた協議が行えるよう自立支援協議会への参加・協力 ＝相談時間＝ 月曜日～金曜日 9：00～17：00 *土、日、祝日、年末年始（12月〇日～1月〇日）は休み

砺波圏域地域生活支援拠点等の整備について

令和元年 6 月 自立支援協議会全体会議までの決定事項等

1. 砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）で地域生活支援拠点等の整備を面的に行う
 砺波市、小矢部市、南砺市障害者福祉計画において、令和2年度までに行うことを目標とする
2. 地域生活支援拠点等の面的整備のための必要な機能
 - ◎基幹相談支援センターの設置
 - ◎緊急時の受け入れ体制の整備
3. 基幹相談支援センターの設置について
 - ・地域生活支援拠点等の整備を行うにあたり、まずは、面的整備のネットワークシステムを構築するために、相談支援等業務を中核的総合的に行う基幹相談支援センターを設置する



P T の開催状況

令和元年度 7 回（月 1 回、自立支援協議会定例支援会議後に 3 市担当者と相談支援事業者で協議）

今回の協議事項

1. 砺波圏域障害者基幹相談支援センターの設置について
 - ・砺波圏域障害者基幹相談支援センターの位置付け（案）
 - ・困難ケースに対する相談対応（案）
 - ・令和 2 年度 砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制（案）別紙
 - ・スケジュール

年（度）月		
令和元年度	11月頃（本会議）	事業計画（案）
	3 月	各市議会報告
令和 2 年度	4 月	センター立ち上げ準備
	5 月	センター立ち上げ

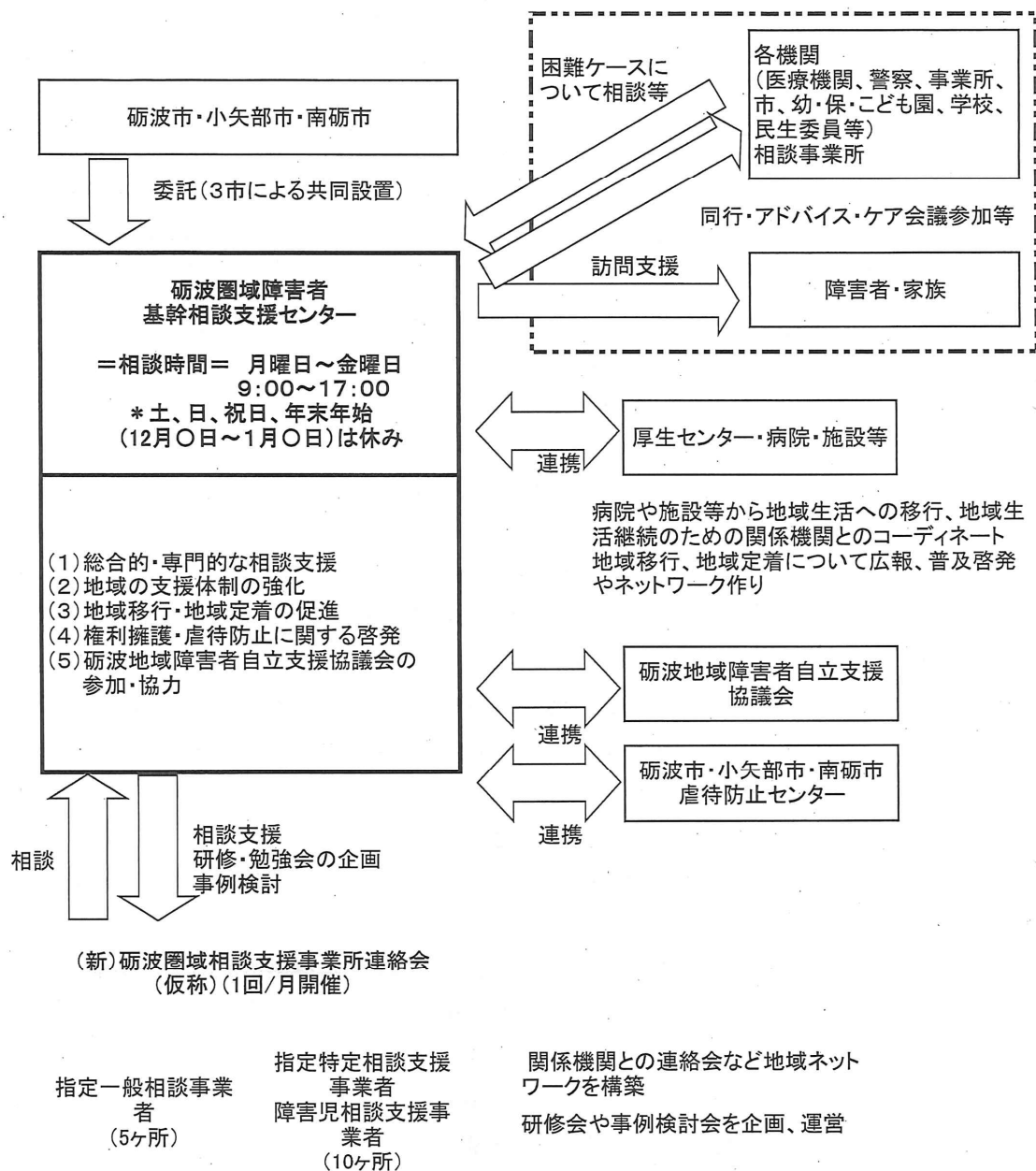
2. 砺波圏域地域生活支援拠点等の整備について

- ・今後の予定
 - ・事業所説明会、アンケート調査の実施
 - ・面的整備の体制検討
 - ・緊急時の受け入れ体制整備のための検討
 - ・12月23日（月）富山県自立支援専門部会相談部会研修会（地域生活拠点等整備について）

基幹相談支援センターの設置について（案）

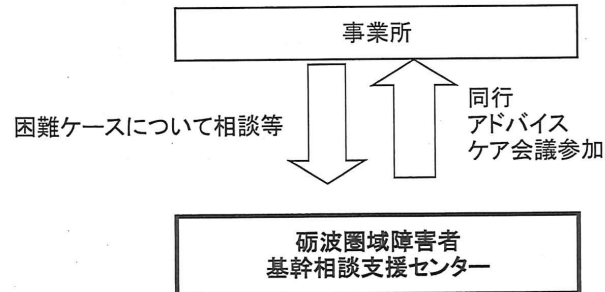
名 称	砺波圏域障害者基幹相談支援センター（仮称）
設 置 予 定	令和2年5月
設 置 場 所	富山県砺波総合庁舎※協議中
運 営 主 体	共同設置（砺波市・小矢部市・南砺市）
エ リ ア 人 口	約13.1万人
運 営 方 法	委託
委 託 先	社会福祉法人 溪明会
相 談 員 体 制	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・介護福祉士等の資格を有する職員
運 営 費	構成市による負担
事 業 内 容	（１）総合的・専門的な相談支援 ・ 複数の問題が絡み合ったケースに対応 ・ 専門的な相談ができる機会を増やす ・ 障害についての理解が深まるよう取り組む （２）地域の支援体制の強化 ・ 研修会や事例検討会を企画、運営 ・ 関係機関との連絡会など地域ネットワークを構築（例：相談支援事業所連絡会・事例検討会を月1回開催） ・ 地域の社会資源などの情報収集を集約し、砺波市、南砺市、小矢部市のホームページ等で情報を提供 ⇒各市のホームページから基幹センターへリンクする。 （３）地域移行・地域定着の促進 ・ 病院や施設等から地域生活への移行、地域生活継続のための関係機関とのコーディネート ・ 地域移行、地域定着について広報、普及啓発やネットワーク作り （４）権利擁護・虐待防止に関する啓発 ・ 成年後見制度の普及啓発 ・ 権利擁護、虐待防止の普及啓発 （５）砺波地域障害者自立支援協議会の参加・協力 ・ 地域の事情を整理し、課題解決に向けた協議が行えるよう自立支援協議会への参加・協力 ＝相談時間＝ 月曜日～金曜日 9：00～17：00 *土、日、祝日、年末年始（12月〇日～1月〇日）は休み

砺波圏域障害者基幹相談支援センターの位置付け(案)

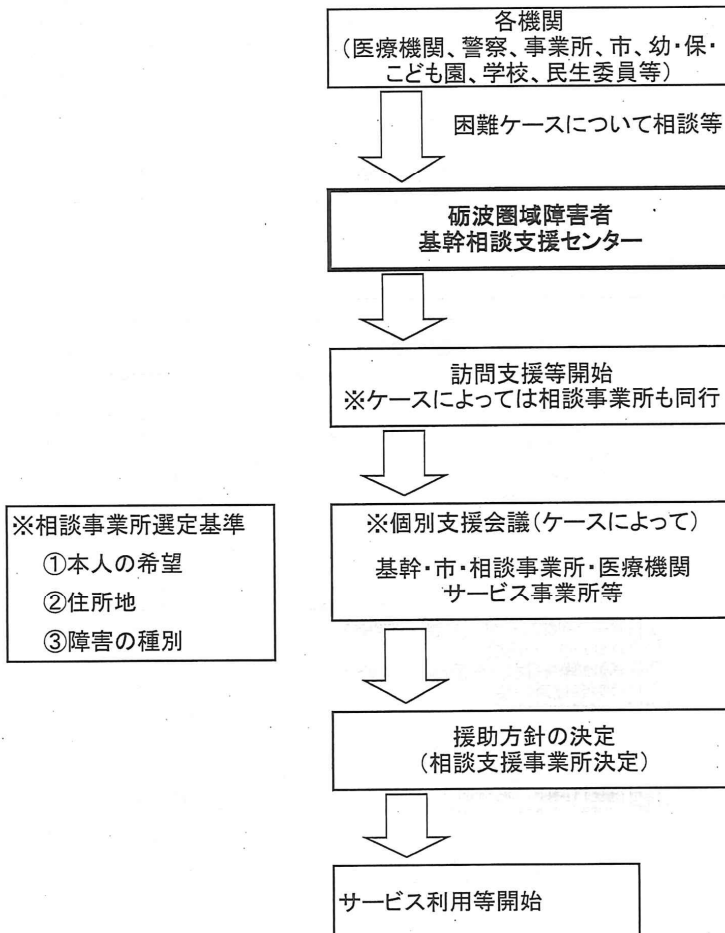


困難ケースに対する相談対応(案)

※相談支援事業所が決定している場合



※相談支援事業所が決定していない場合



砺波圏域障害者基幹相談支援センターの開所について

I 開所までの動きについて

R02. 03. 05	富山県より小矢部市（事務局担当市）に砺波総合庁舎の使用が許可される。
R02. 03. 25	砺波市、小矢部市、南砺市による基幹相談支援センター共同設置の協定が締結される。
R02. 04. 01	砺波市、小矢部市、南砺市と社会福祉法人湊明会で基幹相談支援センター業務委託契約を締結する。
〃	富山県砺波総合庁舎（105会議室）の使用を開始する。
R02. 05. 01	基幹相談支援センターを開所する。
〃	基幹相談支援センターのホームページを公開する。
〃	基幹相談支援センターのパンフレットを発行する。
〃	北日本新聞の取材の取材を受ける。

II 職員について

次の4名を配置する。

- (1) センター長 1名（非常勤）
- (2) 相談支援専門員 2名
- (3) 保健師 1名（非常勤）

III 業務について

業務委託仕様書に基づき、次の事業を行う。

- (1) 障害者相談支援事業に関すること。
- (2) 総合的・専門的な相談支援に関すること。
- (3) 地域の相談支援体制の強化に関すること。
- (4) 地域移行・地域定着の促進に関すること。
- (5) 権利擁護・虐待の防止に関すること。
- (6) 自立支援協議会に関すること。
- (7) 上記のほか3市が必要と認めることに関すること。

IV 事業内容について

センターとして次の事業内容を行う。

1 総合的・専門的な相談支援

- (1) 複数の問題が絡み合ったケースに対応する。(2) 専門的な相談ができる機会を増やす。…図1参照

- ① 相談支援事業所が契約しているが対応が難しい困難ケースに対する相談を受け、同行訪問、ケア会議への参加等も行い、アドバイスを行う。
- ② 医療機関、警察、相談支援事業所、市、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、民生委員・

児童委員等からの相談を受ける。

③ 障害者及び家族からの相談を受ける。

イ 上記②及び③の相談のうち、困難ケースに訪問支援等を行い、内容によっては個別支援会議を開催し、援助方針を決定するとともに相談支援事業所の選定及び契約を支援する。

ロ 上記②及び③の相談のうち、困難ケースで無いと判断されるものは、3市または相談支援事業所につなぐ。

相談方法について

電話・FAX・メール・来所・訪問等で対応する。

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み。

所在地 〒939-1386 富山県砺波市幸町1-7（富山県砺波総合庁舎内1階）

TEL 0763-33-6252

FAX 0763-33-6275

メール info@t-k-kikan.com

④ ホームページ (<https://t-k-kikan.com/>) 及びパンフレットにセンターの事業内容、利用方法を明確に記載し、公開、配布する。

(3) 障害についての理解が深まるように取り組む。

- ① 障害に関する理解を深めるためにガイドブック等を作成する。
- ② 障害に関する出前講座を3市において行う。

2 地域の支援体制の強化

(1) 研修会やケース検討会を企画、運営する。

- ① 相談支援専門員を育成するための研修を実施する。
- ② 砺波地域障害者自立支援協議会と協力し、地域の支援者を育成するための研修を実施する。
- ③ 相談支援専門員を育成するためのケース検討会を実施する。

(2) 関係機関との連絡会など地域ネットワークを構築する。

- ① センターの事業を関係機関に理解してもらう。
- ② 圏域内の相談支援事業所が情報交換できる場を設ける。
- ③ 情報交換の場において事業所の困難ケースと懸案事項を把握し、解決の指針を示す。
- ④ 地域生活支援拠点等の整備に関する協議の場に参加する。

(3) 地域の社会資源などの情報を収集、集約し、砺波市、小矢部市、南砺市のホームページ等で情報を提供する。

- ① 3市と基幹相談支援センターのホームページをリンクする。
- ② センターのホームページに次の内容を掲載する。
 - イ 障害福祉サービスを紹介、説明する。
 - ロ サービスの利用手続を紹介、説明する。
 - ハ 3市の障害福祉サービス事業所一覧を事業所ホームページへのリンクとともに掲載する。
 - ニ 3市のホームページにリンクを張る。
 - ホ 県の相談受付事業所にリンクを張る。

3 地域移行・地域定着の促進

(1) 病院や施設等から地域生活への移行、地域生活継続のための関係機関とのコーディネート

- ① 病院や施設等にセンターの開設を認知し、地域移行・地域定着に関する事業内容を理解してもらう。
- ② 病院や施設等とのネットワークづくりを行うため、厚生センターの主催する医療関係者との意見交換会に参加する。

(2) 地域移行、地域定着について広報、普及啓発やネットワークづくり

- ① 地域移行、地域定着について普及啓発するための広報を行う。
- ② 病院や施設等との地域移行・地域定着に関するネットワークをつくる。

4 権利擁護・虐待防止に関する啓発

(1) 成年後見制度の普及啓発

- ① 相談内容に応じて成年後見制度の利用に向けて支援する。
- ② 成年後見制度の利用を促進するための啓発活動を実施する。
- ③ 呉西地区成年後見センター（高岡市社会福祉協議会受託事業）との連携調整を図り、成年後見制度の利用を促進する。

(2) 権利擁護、虐待防止の普及啓発

- ① 差別解消を普及するための啓発活動を実施する。
- ② 虐待防止を普及するための啓発活動を実施する。
- ③ 虐待防止の研修会を開催する。
- ④ 自立支援協議会において差別及び虐待の事例、情報を収集する。

5 砺波地域障害者自立支援協議会の参加・協力

(1) 地域の事情を整理し、課題解決に向けた協議が行えるよう自立支援協議会への参加…図2参照

- ① 自立支援協議会の全体会、幹事会、定例会に参加する。
- ② 自立支援協議会の相談支援ワーキング（当事者委員会、権利擁護・虐待防止委員会）に参加する。
- ③ 自立支援協議会の部会は、要請により参加する。
- ④ 自立支援協議会の地域生活支援拠点整備検討プロジェクトチームに参加する。
- ⑤ 砺波地域障害者差別解消支援委員会に参加する。

(2) 自立支援協議会への協力

- ① 部会等が発信する情報は、自立支援協議会がホームページを持たないため、検索しがたいことから、センターのホームページに掲載し、集約する。
 - イ 障害児部会の「子育て応援ナビ」「砺波圏域相談機関一覧表」等
 - ロ 就労支援部会の「砺波圏域障害者就労セミナー開催案内」「就労セミナー開催結果」「障害者雇用のすすめ」等
 - ハ 地域生活支援部会の「障害福祉サービス事業所一覧」等
 - ニ 相談支援ワーキングの「勉強会開催」等
- ② 自立支援協議会全体会の議事内容をセンターのホームページに掲載し、3市の障害福祉に関する情報公開に協力する。

図 1 砺波圏 域障害者基幹相談支援センターの相談対応について

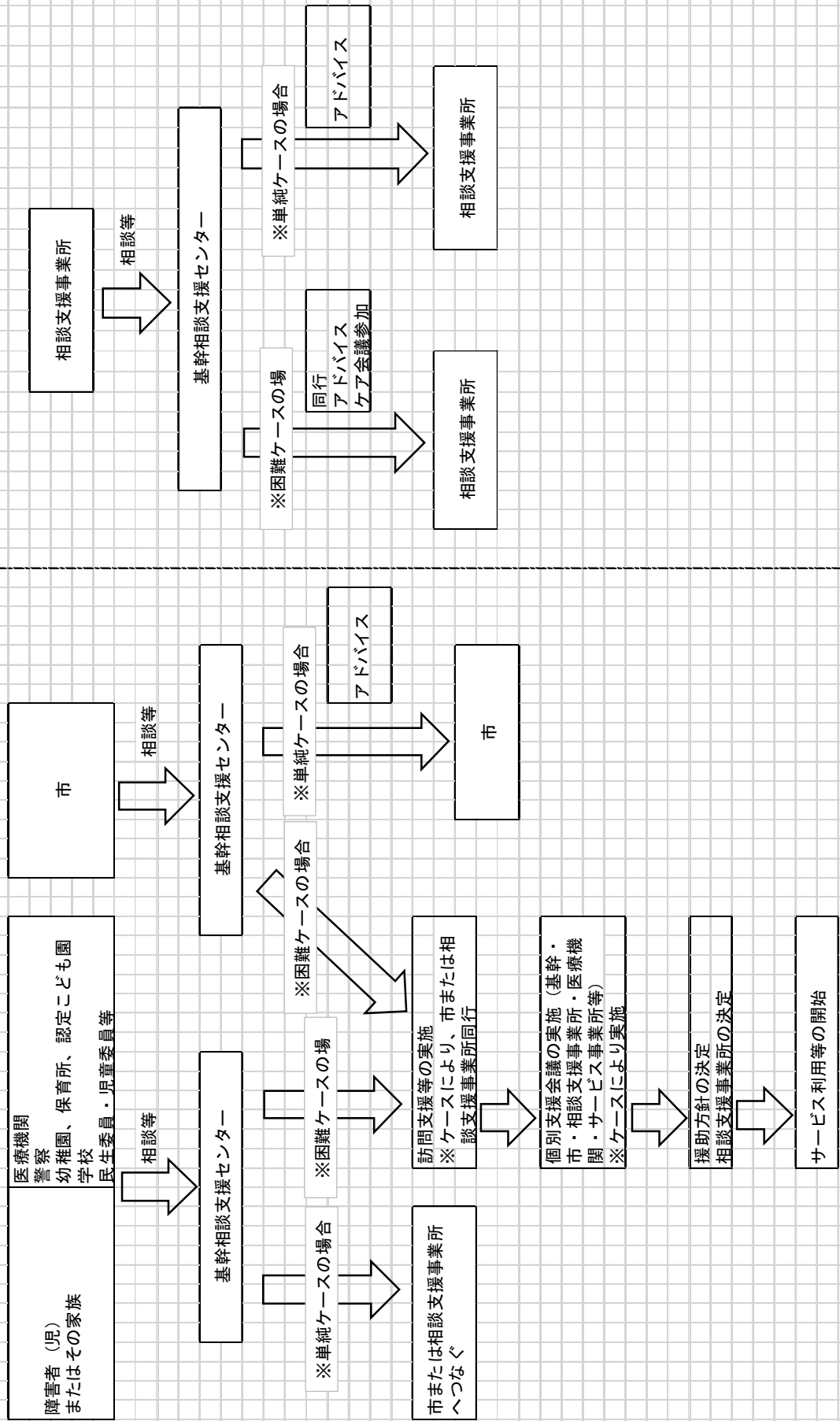
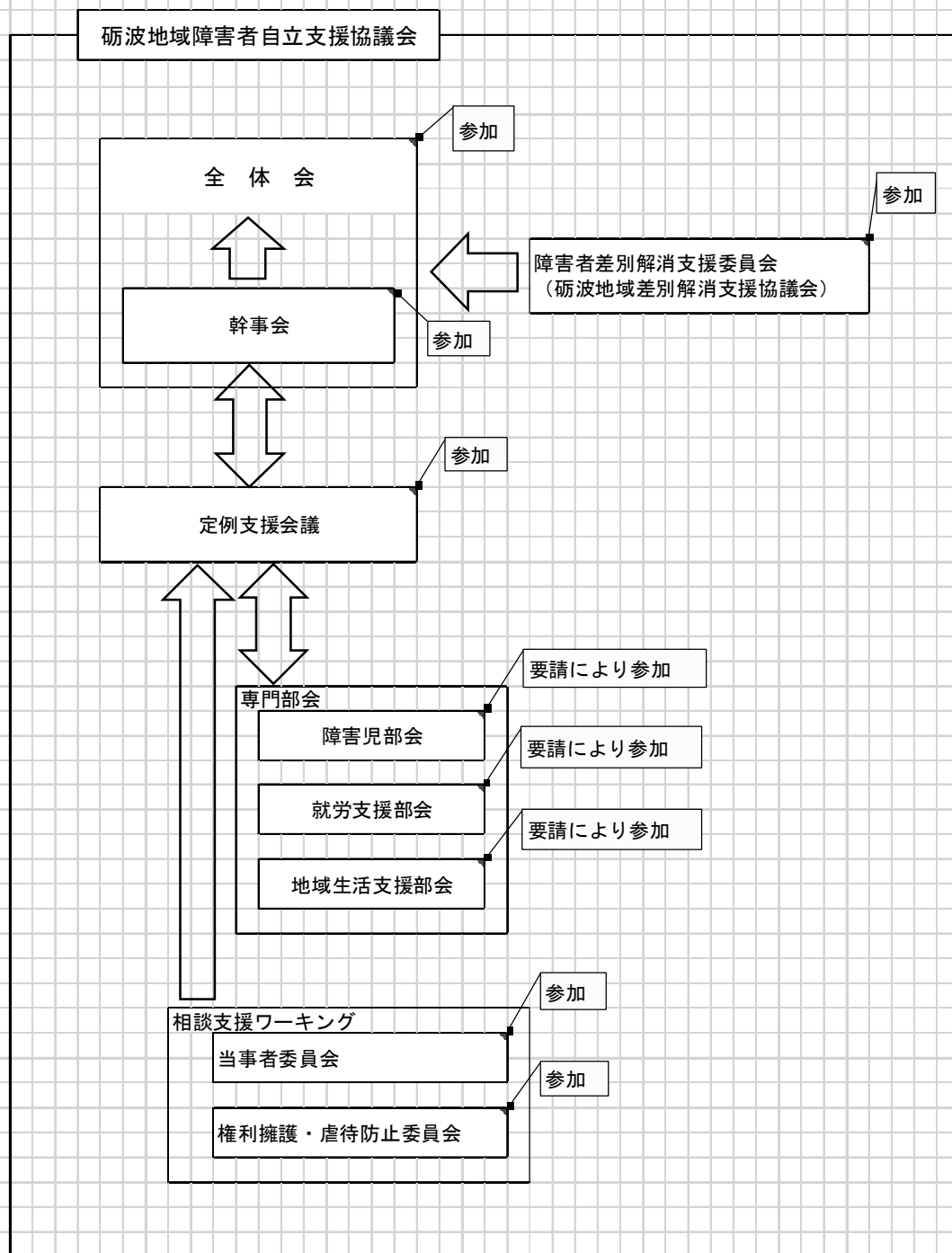


図2 砺波地域障害者自立支援協議会への参加について



砺波圏域障害者基幹相談支援センターの状況について

I 実績（令和2年5月～10月）

1 センター開所案内及び事業説明

月日	対象団体等
5月1日	センターホームページ公開
5月1日	北日本新聞社取材（5月3日掲載）
5月7日	開所案内文及びセンターパンフレット送付（149カ所）
5月8日	北陸中日新聞社取材（5月15日掲載）
5月15日	富山新聞社取材（5月19日掲載）
6月1日 ～6月30日	砺波・小矢部・南砺市内医療機関、教育機関、相談事業所、福祉サービス事業所訪問（85カ所）…開所案内、事業所等パンフレット受領及びセンターホームページリンク依頼
6月9日	小矢部市民生委員児童委員協議会正副会長会議
6月18日	小矢部市居宅支援事業所調整会
6月25日	砺波市民生委員児童委員常任理事会
7月27日	南砺市市議会議員
8月12日	砺波市議会民政病院常任理事会
8月21日	南砺市民生委員児童委員・心配事相談員合同研修会
10月7日	ワークハウスとなみ野就労支援員・実習生

2 障害者相談支援事業及び総合的・専門的な相談支援に関すること。

障害者相談支援事業として、障害者またはその支援者等からの相談に応じるため相談窓口を設け、必要な援助及び専門機関の紹介を行った。また、総合的・専門的な相談支援として、障害のある人や家族、地域住民や関係機関から相談先等が分からない相談を障害の種別に関わらず総合的に受ける窓口を設け、一緒に方法を検討し、相談支援事業所や行政につないだ。

(1) 相談者数

表1 障害別相談者数（実数）

障害	砺波市	小矢部市	南砺市	高岡市	富山市	不明	計
身体障害	0	1	0	0	0	0	1
重症心身	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	2	1	0	0	0	0	3
精神障害	3	0	1	0	0	0	4
発達障害	1	1	0	0	0	0	2
高次脳機能障害	0	0	1	0	0	0	1
難病等	1	0	0	0	0	0	1
その他	10	6	7	2	1	1	28
計	17	9	9	2	1	2	40

表2 障害別相談者数（延件数）

障害	砺波市	小矢部市	南砺市	高岡市	富山市	不明	計
身体障害	0	23	0	0	0	0	23
重症心身	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	4	3	0	0	0	0	7
精神障害	18	0	1	0	0	0	19
発達障害	46	47	0	0	0	0	93
高次脳機能障害	0	0	5	0	0	0	5
難病等	4	0	0	0	0	0	4
その他	112	26	12	7	2	9	168
計	184	99	18	7	2	9	319

(2) 相談件数（延件数）

表3 相談者別相談件数（延件数）

相談者	砺波市	小矢部市	南砺市	高岡市	富山市	不明	計
家族	18	10	0	0	0	1	29
本人	16	8	3	0	0	1	28
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0
福祉担当課	12	6	1	0	0	0	19
保健担当課	0	0	0	0	0	0	0
民生児童委員	0	1	0	0	0	0	1
サービス事業所	14	25	7	6	2	1	55
相談事業所	115	46	4	1	0	0	166
その他	30	5	4	1	0	6	46
計	205	101	19	8	2	9	344

※ 本人に複数の支援者・関係機関等が関与するため件数が多くなる。

表4 相談方法別相談件数（延件数）

相談方法	砺波市	小矢部市	南砺市	高岡市	富山市	不明	計
訪問	47	24	5	1	1	0	78
来所	92	26	2	1	0	0	121
同行	8	2	2	0	0	0	10
電話	27	42	9	5	1	9	93
メール	3	1	0	0	0	0	4
個別支援会議	6	1	1	0	0	0	8
関係機関	1	3	0	0	0	0	4
その他	0	0	1	0	0	0	1
計	184	99	18	7	2	9	319

表5 相談内容別相談件数（延件数）

相談内容	砺波市	小矢部市	南砺市	高岡市	富山市	不明	計
サービス利用	84	58	5	6	2	4	159
障害や症状	43	20	8	0	0	0	71
健康・医療	5	4	0	0	0	1	10
不安の解消	5	0	1	1	0	1	8
保育・教育	2	0	0	0	0	0	2
家族関係	18	9	1	0	0	1	29
家計・経済	0	0	0	0	0	0	0
生活技術	1	0	0	0	0	0	1
就労に関する	5	0	0	0	0	0	5
社会参加・余暇	2	3	1	0	0	0	6
権利擁護に関する	7	2	0	0	0	1	10
その他	12	3	2	0	0	1	18
計	184	99	18	7	2	9	319

(凡例)

略記	内 容	略記	内 容
サービス利用	福祉サービスの利用等に関する支援	家計・経済	家計・経済に関する支援
障害や症状	障害や症状の理解に関する支援	生活技術	生活技術に関する支援
健康・医療	健康・医療の理解に関する支援	就労に関する	就労に関する支援
不安の解消	不安の解消・情緒安定に関する支援	社会参加・余暇	社会参加・余暇活動に関する支援
保育・教育	保育・教育に関する支援	権利擁護に関する	権利擁護に関する支援
家族関係	家族関係・人間関係に関する支援	その他	その他

(3) 研修会参加

月日	内 容	参加者
7月14日 ～9月2日	富山県「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」全4回	2名
7月14日 ～10月27日	富山県発達障害者支援センターほっぷ「支援講座」4回／全10回	4名
9月3日	富山県社協「相談援助技術研修」	1名
9月15日	富山県若者自立支援ネットワーク会議研修会	1名
10月7日、21日	手をつなぐ育成会「親亡き後連続講座」2回／全4回	2名
10月14日	砺波市地域包括支援センター「サービス事業所連絡会」	2名
10月16日	砺波厚生センター「精神障害者家族教室」	2名
10月21日	砺波厚生センター「うつ病家族教室」	2名
10月22日	富山県「医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修」	1名
10月28日、29日	富山県社協「地域包括ケアとコミュニティソーシャルワーク研修」	1名

※ その他として、新型コロナウイルス感染症に係る研修会（3回）、支援学校説明会（1回）参加

3 地域の相談支援体制の強化に関すること。

圏域内の相談支援事業所に対する助言や情報交換・研修会の開催などを通して地域全体の支援力向上を目指すとともに、地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図った。

(1) 情報交換

月日	対象団体等
5月19日	指定一般相談支援事業所（障がい者サポートセンターきらり、わくわく小矢部相談支援事業所）
5月27日	指定一般相談支援事業所（地域活動支援センターひまわり、相談支援センターあい）
6月2日	指定一般相談支援事業所（地域活動支援センターとなみ野）
6月29日	指定特定相談支援事業所（聚楽サンガ）
7月2日	指定特定相談支援事業所（地域生活支援センターすまいる）
7月7日	富山県心の健康センター、富山県引きこもり地域支援センター、富山市障害者センター基幹相談支援室
7月9日	富山県難病相談・支援センター、富山県若年性認知症支援センター、富山県虐待防止・権利擁護センター、富山県社会福祉協議会、富山県若者就業支援センター、富山地域若者サポートステーション
7月10日	指定特定相談支援事業所（特定相談支援事業所八乙女、特定相談支援事業所木の香）
7月16日	指定特定相談支援事業所（わらび学園）
7月20日	高岡地域若者サポートステーション、呉西地域成年後見センター、氷見市ふくし相談サポートセンター、富山県高岡児童相談所

(2) 研修会開催

月日	内 容	講師	会場	参加者
8月6日	ZOOMに親しむ	富山国際大学 室林教授	ZOOM、きらり研修室	相談支援事業所19名
10月13日	相談支援基礎研修 (第1回／全4回)	富山国際大学 室林教授	ZOOM、きらり研修室	相談支援事業所18名

(3) 講師派遣

月日	内 容	主催者	会場	参加者
7月31日	障害のある方への支援について	となみケアサービス	井口椿会館	20名
8月11日	意思決定支援の視点から	溪明園・めるへん	溪明園研修室	19名
8月27日	障害特性とその対応について	花椿かがやき ホーム柴田屋	花椿かがやき	19名

(4) 3市との連携

月日	会議名	内 容
4月20日	砺波圏域障害者基幹相談支援センター会議	整備進捗状況、事業内容、広報、開所日の対応、その他について

7月21日	砺波地域障害福祉担当課長会議	進捗状況、自立支援協議会本会議資料のセンターホームページ掲載、その他について
10月26日	砺波地域障害福祉担当課長会議	自立支援協議会体制変更案の考え方、来年度事業計画案・予算案、その他について

4 地域移行・地域定着の促進に関すること。

病院や施設等からの地域生活への移行を促し、地域での生活を定着させるための業務を行った。

(1) センター開所案内及び事業説明（再掲）

月日	対象団体等	月日	対象団体等
6月1日	小矢部大家病院	6月12日	独立行政法人国立病院機構北陸病院
6月4日	松岡病院	6月15日	市立砺波総合病院
6月5日	砺波サナトリウム福井病院	6月23日	南砺市民病院
6月8日	南砺中央病院		

(2) 情報交換

月日	対象団体等
7月17日	砺波厚生センター…精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、その他について

(3) 連絡会参加

月日	内 容
7月31日	精神障害者地域移行（退院）支援連絡会

5 権利擁護・虐待の防止に関すること。

障害のある人や家族からの権利侵害（虐待など）に関する相談に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を支援するとともに、普及啓発のための業務を行った。

(1) 相談件数（延件数、再掲）

砺波市	小矢部市	南砺市	高岡市	富山市	不明	計
7	2	0	0	0	1	10

(2) 情報交換

月日	対象団体等
7月9日	富山県権利擁護・虐待防止センター
7月20日	呉西地区成年後見センター

(3) 研修会参加

月日	内 容	参加者
8月4日 ～8月21日	呉西地区成年後見センター「市民後見人養成講座」（全4回）	2名

6 自立支援協議会に関すること。

砺波地域障害者自立支援協議会の設置目的である「障害者及びその家族の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、良好な支援体制の整備の推進」を推進するため、協議会への参加及び協力を行った。

(1) 協議会報告

月日	内 容
6 月	自立支援協議会（令和2年度第1回）…基幹相談支援センターの開所について

(2) 協議会参加

月日	内 容	参加者
4 月14日	定例支援会議	2 名
5 月20日	定例支援会議	2 名
8 月28日	定例支援会議	2 名
9 月29日	定例支援会議	2 名
10月29日	定例支援会議	2 名

(3) 部会等参加

月日	内 容	参加者
8 月28日	相談支援ワーキング	1 名
10月15日	相談支援ワーキング	2 名

(4) 協議会情報の公開…センターホームページによる

月日	内 容
9 月 4 日	令和2年度版子育てリーフレット（市内及び砺波圏域相談機関一覧表）
9 月 7 日	砺波圏域就労支援ガイドブック「障害者雇用のすすめ」
9 月 9 日	障害福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）令和2年4月1日現在
9 月11日	砺波地域障害者自立支援協議会（令和2年度第1回）次第及び資料

(5) 3市との連携（再掲）

月日	内 容
10月26日	砺波地域障害福祉担当課長会議…自立支援協議会体制変更案の考え方について

II 予定

1 障害者相談支援事業に関すること。

(1) 相談窓口の設置

2 総合的・専門的な相談支援に関すること。

(1) 相談窓口の設置

- (2) センターホームページの公開及び適時の更新…リニューアル
 - ア 障害福祉サービス内容の充実
 - イ リモートへの対応
- (3) 職員の研修参加
- (4) 研修会への講師派遣
- (5) 障害福祉サービス事業所ガイドの作成

3 地域の相談支援体制の強化に関すること。

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 人材育成、支援力向上のための研修会の開催

内容	回数	講師	会場	対象者
相談支援基礎研修	3回／全4回	富山国際大学 室林教授	ZOOM、さらし研修室	相談支援事業所

- (3) 研修会等へのリモートの導入

4 地域移行・地域定着の促進に関すること。

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 精神障害者地域移行（退院）支援連絡会への参加

5 権利擁護・虐待の防止に関すること。

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 呉西地区成年後見センターとの連携
- (3) 成年後見制度利用等の研修会の開催

6 自立支援協議会に関すること。

- (1) 自立支援協議会への協力及び参加
 - ア 本会議、定例支援会議への参加
 - イ 相談支援ワーキング等への参加
 - ウ ネットワーク体制変更検討への協力
- (2) センターホームページによる自立支援協議会の情報公開及び情報発信
 - ア 協議会（令和2年度第2回）次第及び資料の公開

9 令和2年11月25日 自立支援協議会本会議で地域生活支援拠点等の整備に関するアンケート調査結果報告

令和2年11月19日現在

地域生活支援拠点等の整備に関する調査結果

1 入所施設・GH

法人名	種別	施設名	定員	1人部屋数	2人部屋数	4人部屋数	生活体験・訓練の可否				緊急時の受け入れ対応					
							入浴	着替え	調理	洗濯	身体	知的	精神	発達	難病	強度行動障害
深明会	GH	こごみ	20人	20部屋			○	○			○	○	○	○		常時医療必要人は不可
深明会	GH	ホーム柴田屋	23人	23部屋			○	○	○	○	○	○	○	○		
深明会	入所施設	深明園からまつ	40人	なし	22部屋		○	○		○	○	○	○	○		障害特性、緊急状況により要検討、医療的ケアの対応は不可
深明会	入所施設	深明園あすなろ	30人	なし	17部屋		○	○		○	○	○	○	○		障害特性、緊急状況により要検討、医療的ケアの対応は不可
深明会	GH	ホームやつわ	19人	19部屋	なし		○	○	○	○	○	○	○	○		医療的ケア必要人、重いはずは不可
深明会	入所施設	花椿きらめき	30人	22部屋	5部屋		○	○		○	○	○	○	○		女性ののみ、他害のない方
深明会	入所施設	花椿あおぞら	30人	8部屋	12部屋		○	○		○	○	○	○	○		男性ののみ、他害のない方
たひだちの会	GH	たひだち荘	6人	6部屋			○	○	○	○	○	○	○	○		
たひだちの会	GH	ゆうゆう荘	6人	6部屋			○	○	○	○	○	○	○	○		
智愛会	GH	花勝魚の家	10人	10部屋			○	○	○	○	○	○	○	○		
智愛会	GH	なでしこハウス	7人	3部屋	2部屋		○	○	○	○	○	○	○	○		
智愛会	GH	蔵村荘	7人	1部屋	3部屋		○	○	○	○	○	○	○	○		
智愛会	GH	チュエリッパ	6人	6部屋			○	○	○	○	○	○	○	○		
マーシ園	入所施設	マーシ園ハ乙女	55人	8部屋		15部屋	○	○		○	○	○	○	○		夜間・休日の医療的ケアの対応は不可、同時複数人は不可
マーシ園	入所施設	マーシ園木の香	30人	10部屋	10部屋											生活体験不可、緊急時不可
マーシ園	GH	ホーム風の谷	6人	6部屋							○	○	○	○		生活体験不可、南砺市指定福祉施設
マーシ園	GH	ホームふくの実	7人	7部屋							○	○	○	○		生活体験不可、南砺市指定福祉施設

2 日中活動事業

法人名	種別	施設名	定員	生活体験・訓練の可否				緊急時の受け入れ対応								
				入浴	着替え	調理	洗濯	身体	知的	精神	発達	難病	強度行動障害	特記		
深明会	生活介護	花椿かがやき	37人		○			○	○	○	○					
深明会	生活介護	深明園からまつ	40人	○	○				○							障害特性、本人の状況等により要検討
深明会	生活介護	深明園あすなろ	30人	○	○				○							障害特性、本人の状況等により要検討
深明会	就労継続支援	深明園めるへん	20人					○	○	○	○					医療的ケア必要人、重いはずは不可
深明会	生活介護	花椿あおぞら	40人		○				○							他害のない方
深明会	生活介護	花椿きらめき	40人		○				○							他害のない方
深明の郷	就労継続支援	トライ工房	21人													
たひだちの会	就労移行支援	ワークハウスとなみ野	6人						○	○	○					
たひだちの会	就労継続支援	ワークハウスとなみ野	24人						○	○	○					
マーシ園	生活介護	マーシ園ハ乙女	60人	○	○		○	○	○	○	○					マーシ園すてっぷ(就労継続支援)選択可
マーシ園	生活介護	マーシ園木の香	40人													生活体験不可

3 今後の施設整備予定

・ GH利用者高齢化が進んでおり、今後特性別の4ホームを検討予定。(深明会)

・ 施設の老朽化に伴い改修予定(深明会からまつ、あすなろ)

・ 共生型ホームの新設、GHの新設、施設の改修(深明会あおぞら)